長沼町告示第２９号

地方自治法施行令第１６７条の５第２項及び第１６７条の１１第３項の規定に基づき、物品・役務等に係る資格審査申請の受付について、次のとおり告示する。

令和７年１１月２５日

長沼町長　齋　藤　良　彦

１．受付期間　　令和７年１２月１０日（水）から令和８年１月３０日（金）までとする。

２．受付方法　　一般財団法人　北海道建設技術センター
北海道市町村入札参加資格共同審査　電子申請
https://www.hoctec.info/kyoshin/

３．受付業種　　物品の製造、販売、買受、役務の提供

４．資格要件　　競争入札等参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

⑴ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号（以下、「政令」という。））第１６７条の４第１項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人または被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

⑵ 政令第１６７条の４第２項(政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

⑶ 納付すべき税の滞納がないこと。

⑷ 健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

⑸ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

⑹ 希望する営業品目に関し、法令等に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有すること。

⑺ 令和７年１２月１日現在において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

５．有効期間　　令和８年度及び令和９年度